# 令和6年度 就学援助制度のお知らせ

つくば市では、経済的な理由でお困りのご家庭に対し、お子様の就学に関する費用の一部を援助する制度を設けています。この制度の利用をご希望の方は、このお知らせをお読みのうえ、お申し込みください。

# 1 制度の対象となる方

①又は②に該当し、世帯の所得額が認定基準額\*に該当する方が対象です。生活保護を受けている方は、申請する必要はありません。

- ① つくば市立小・中・義務教育学校に就学する児童生徒の保護者
- ② つくば市に住所があり、茨城県立中学校、中等教育学校(前期課程)に就学する生徒の保護者

### ※ 認定基準額の例

世帯人数	家族構成(モデルケース)	認定基準額の目安
2人	父又は母40代・子1人(7年生)	261 万円以下
3人	父 40 代・母 30 代・子 1 人 (3 年生)	267 万円以下
4人	父30代・母30代・子2人(5年生、8年生)	333 万円以下
5人	父40代・母40代・子3人(1年生、4年生、8年生)	369 万円以下

<sup>\*</sup>表中の金額は、同一生計世帯全員分の合計所得額から控除額(社会保険料控除、生命保険料控除、地展保険料控除)を差し引いた額です。

# 2 申請書類

書類	提出が必要な方
就学援助費支給認定申請書※1	山建华众昌
通帳又はキャッシュカードの写し*2	申請者全員 
令和6年度市・県民税課税(非課税)証明書*3	令和6年1月1日時点でつくば市に住民登録がない方
住民票の写し(世帯全員が記載されたもの)	他市区町村から区域外就学をされている方

- ※1 各学校、学務課で配布しています。また、市ホームページから様式をダウンロードすることができます。
- ※2 金融機関名又は金融機関コード、支店名又は支店コード、口座名義 (カナ)、口座番号がわかる箇所の写し。令和5年度に認 定を受け、同じ口座を希望される場合は、提出を省略することができます。
- ※3 令和6年度の課税(非課税)証明書は6月1日以降に取得できます。年度当初の申請希望で、申請書と同時に提出できない場合は、申請期限までに証明書以外の審類を提出し、証明書は取得後に学校又は学務課に提出ください。

# 3 申請先•申請期限

- 申 請 先 <u>在籍している学校又はつくば市役所本庁舎4階教育局学務課</u>※つくば市外の県立中学校等に在籍の方は、学務課へ提出(郵送可)してください。
- 当初申請期限 <u>令和6年5月31</u>日(金)【期限厳守】
- \* 期限までに申請し、認定された方は、原則4月から支給対象となります。(5月以降転入の方を除く)
- \* 当初申請の審査結果(認定・不認定)は、7月に郵送にて通知します。
- \* 当初申請期限以降も申請は随時受け付けていますが、認定された月からの支給になります。

<sup>\*</sup>援助を受けられる目安となる認定基準額は、家族構成、年齢、人数等により変動するため、おおよその目安としてください。 事前にお問い合わせいただいても認定基準額の算定はできません。

## 4 支給費目·支給時期·支給金額

令和6年度から生徒会費、PTA会費、クラブ活動費、卒業アルバム代及び卒業記念写真代を新たに支給します。生活保護を受けている方は、修学旅行費のみの支給となります。

士公典日	<b>补</b> 色学年	士公吐椒	支給金額	(年額)
支給費目	対象学年	対象学年		中学校
学用品費	全学年	8・12・3月	11,630円	22, 730 円
通学用品費	2~6・8・9年生	(年額を3分割で支給)	2, 270 円	2, 270 円
新入学児童生徒学用 品費	1年生・7年生 (入学前未支給の場合のみ)	8月	54,060円	63, 000 円
校外活動費 (宿泊あり)	実施した学年		実費 (上限 3, 690 円)	実費 (上限 6, 210 円)
校外活動費 (宿泊なし)	実施した学年	12 月又は3月 4~9月実施分:12月 10~3月実施分:3月	実費 (上限 1,600 円)	実費 (上限 2, 310 円)
修学旅行費	実施した学年		実費 (上限 20,000 円)	実費 (上限 80,000 円)
学校給食費	全学年	8月*1	実費*1	実費※1
体操服費	全学年	8月	7,000円	10,000円
生徒会費*2	全学年	3月	実費 (上限 4, 650 円)	実費 (上限 5, 550 円)
PTA会費※3	全学年 (PTA 等加入者に限る)	3月	実費 (上限 3, 450 円)	実費 (上限 4, 260 円)
クラブ活動費**4	4~9年生	12・3・4月	実費 (上限 2, 760 円)	実費 (上限 30, 150 円)
卒業アルバム代及び 卒業記念写真代*4	6・9年生	3月	実費 (上限 11, 000 円)	実費 (上限 8, 800 円)

- ※1 給食費は、就学援助費から直接支払われるため、就学援助認定後は、給食費の口座振替又は納付書の送付が停止されます。認 定となるまでは、給食費をお支払いいただき、認定後にお支払いいただいた給食費を支給します。
- ※2 「学校が全児童生徒の保護者から一律に徴収する学校徴収金のうち、学年・学級活動に係る経費や学校行事、クラブ活動・部活動、児童会・生徒会活動、委員会活動、環境整備等に係る経費に充当されるもの」が該当します。学校からの報告に基づき 実費を支給します。
- ※3 PTA又はPTAに準じる保護者組織に加入されている方に支給します。学校からの報告に基づき実費を支給します。
- ※4 クラブ活動費、卒業アルバム代及び卒業記念写真代の詳細は別紙をご確認ください。

#### 5 注意事項

- 昨年度認定された方や新入学児童学用品費の入学前支給を受けた方も、改めて申請が必要です。
- 同じ学校にきょうだいがいる場合は、申請書と必要書類は1部で結構です。きょうだいが別々の学校に就学する場合は、それぞれの学校に申請書を提出してください。
- 認定後、婚姻・転居等で世帯の状況が変わった場合は、必ず学校又は学務課まで御連絡ください。
- 住民税の申告が済んでいない場合、審査ができません。収入の有無に関わらず、市役所2階市民税課又は税務署で申告をしてください。
- <u>就学援助に認定されていても、学校徴収金は免除になりません</u>。学校徴収金は、学校で指定された期限までに 必ず納入してください。

#### 問合せ先

つくば市研究学園一丁目1番地1 つくば市役所本庁舎4階

つくば市教育局学務課 学務係

受付時間 午前8時45分から午後4時30分

☎029-883-1111 (代表) 内線 4643、4644、4790

# 就学援助費支給認定申請書

【教育局記入欄】

つくば市教育委員会 宛て

就学援助費の支給を受けたいので申請します。

申	氏名	申請日	
請者	住所	連絡先	

## 児童生徒の氏名

学年	フリガナ 氏 名	生年	月	F	学 校 名 (入学予定学校名)
		年	月	Ħ	
		年	月	B	·
		年	月	B	

## 世帯の状況 (上記の児童生徒を除く。)

	氏 名	生 年	月日	_	申請者との 統 柄	職業・学校名(学年)
世		年	月	日	本人	
帯		年	月	日		
状		年	月	月		
況		年	月	B		
		年	月	B		
住居状況	1. 持家 2. 賃貸 3. その他	( )	申請理由			

支給が決定された場合は、以下の口座への振込みを依頼します (該当する方の□にレ点を付してください。)。

- □ 前年度と同一の口座を指定する(前年度就学援助に認定された方で、既に口座振替依頼をしている場合に限る。)。
- □ 新規口座を指定する。

	金融 機関名		金融機関コード			口座	普通	
振込 口座	支店名		支 コード			種別	当座	
	口座名義	※口座名義は申請者と同一人にしてください。		口座番号				

- □ 以下の内容に同意します。(※内容を確認し、□にレ点を付してください。)
  - ・申請者の世帯構成及び世帯の所得状況を確認するため、つくば市教育委員会が住民基本台帳及び市・県民税に係る課税データを 閲覧すること。
  - ・就学援助費の学校給食費について、つくば市教育委員会が、私が納入すべき学校給食費の納入と相殺すること。
- ※1月1日時点でつくば市に住民票がない方は、「世帯全員の前年分の所得状況が確認できる掛類(課税(非課税)証明書等)」を、 区域外就学している方については、「住民票の写し(世帯全員が記載されたもの)」を添付してください。

# クラブ活動費の支給について

就学援助制度が認定された方については、クラブ活動・部活動でかかった費用を援助します。

# 1 クラブ活動費の概要

(1) 支給内容

クラブ活動及び部活動の実施に必要な用具等の購入費の一部

(2) 支給対象及び支給額

支給対象	支給額
小学校(4~6年生)	実費 (上限 2, 760 円)
中学校	実費(上限 30, 150 円)

#### 2 支給要件

### (1) 対象となるもの

クラブ活動・部活動の活動にあたり、<u>全員が揃える必要があり、学校で一括購入又はご家庭で個別に</u> <u>購入する用具等の購入費(下記参照)</u>を対象とします。

- ※ 以下のものは、対象外となります。
  - ・全員が揃える必要がなく、個人の判断で購入する用具等(リストバンド、ヘアバンド等)
  - ・日常使用する頻度が高い物品(メガネ、コンタクト等)
  - ・授業で使用する物品(体操着・水着等)
  - ・複数購入した用具等で、2つ目以降にかかった購入費
  - ・修理・交換・点検に使用する消耗品(ガット、ラバー、テープ等)
  - ・用具等購入以外の費用(部費、交通費、大会参加費、連盟登録料、バス代等)

#### (2) 購入対象期間

当該年度の認定月(当初認定の方は4月1日)から3月31日までに購入したもの

#### 【支給対象例(中学校の場合)】

部活動名	品目
野球部	ユニフォーム、スパイク、グローブ、ベルト、キャップ等
サッカー部	ユニフォーム、スパイク、すね当て、ソックス、ウィンドブレーカー等
バスケットボール部	ユニフォーム、バスケットボールシューズ、ウィンドブレーカー等
バレーボール部	ユニフォーム、バレーボールシューズ、ウィンドブレーカー、サポーター等
ソフトテニス部	ユニフォーム、テニスシューズ、ラケット、ウィンドブレーカー等
卓球部	ユニフォーム、卓球シューズ、ラケット、ウィンドブレーカー等
剣道部	剣道着、袴、竹刀、防具一式、名札等
吹奏楽部	楽器、楽器用品、楽譜等
美術部	絵具、画材等

※上記以外の部活動も対象です。購入した又は購入予定の用具等が対象に含まれるか判断に迷われる場合は、学務課にご相談ください。

#### 【別紙1】

### 3 注意事項

クラブ活動費は、実費支給になります。そのため、<u>令和6年4月以降に購入した「クラブ活動・部活動用具</u> 等の領収書※ (レシート不可)」を全て保管しておいてください。

各家庭で購入されました用具等につきましては、領収書を学務課へご提出いただき、購入金額等を確認後に 支給となります。領収書の提出方法等の詳細は、認定通知書とともにご案内いたします。

※<u>用具等の購入時には、販売店・業者等に領収書の発行を必ずお願いしてください。レシートは購入金額等を</u> <u>確認する書類として認められません。領収書には、金額・品名(例:サッカースパイク)・宛名(保護者氏名)を記載いただくようにお願いします</u>。

## 【クラブ活動費支給予定時期】変更になる場合があります。

領収書提出時期	支給時期
10月31日まで	12 月
11月1日から1月31日まで	3月
2月1日から3月31日まで	4月

#### 問合せ先

つくば市研究学園一丁目1番地1 つくば市役所本庁舎4階

つくば市教育局学務課 学務係

受付時間 午前8時45分から午後4時30分

☎029-883-1111 (代表) 内線 4643、4644、4790

# 卒業アルバム代及び卒業記念写真代の支給について

就学援助制度が認定された方については、卒業アルバム代及び卒業記念写真代を援助します。

- 1 卒業アルバム代及び卒業記念写真代の概要
- (1) 支給内容

卒業アルバム及び卒業記念写真の製作費及び購入費の一部

(2) 支給対象及び支給額

支給対象	支給額
小学校(6年生)	実費(上限 11,000 円)
中学校(9年生)	実費 (上限 8,800 円)

#### 2 支給方法

- (1) 保護者が卒業アルバム代及び卒業記念写真代を製作業者等に直接支払う場合 保護者が卒業アルバム代及び卒業記念写真代を製作業者等に直接支払う場合は、支払額がわか る書類(領収書・払込票・振込明細書等)を令和7年1月31日(金)までに学務課にご提出く ださい。ご提出いただいた書類を確認後に支給(3月予定)となります。
  - ※支払額がわかる書類は、別添の台紙に貼付してご提出ください。
  - ※<u>支払額がわかる書類の提出がない場合、支給できません</u>。やむを得ない事由(業者都合等) により提出期限までに提出できない場合は、事前に学務課にご連絡ください。
- (2) 学校が製作業者等に卒業アルバム代及び卒業記念写真代を支払う場合 学校が保護者から卒業対策費等として、卒業アルバム代及び卒業記念写真代を予め徴収し、製作業者等に支払う場合は、保護者の方に領収書等を提出いただく必要はなく、学校からの報告に基づき支給(3月予定)します。

問合せ先

つくば市研究学園一丁目1番地1 つくば市役所本庁舎4階

つくば市教育局学務課 学務係

受付時間 午前8時45分から午後4時30分

☎029-883-1111 (代表) 内線 4643、4644、4790

# 就学援助 卒業アルバム代及び卒業記念写真代 支払額確認書類貼付台紙

申請者(保護者)氏名	申請者住所
児童生徒在籍学校名・学年	児童生徒氏名
この枠内	Iに支払額がわかる書類(領収書・払込票・振込明細等)を貼付してください。

提出日: 年 月 日